(前略)

第2章 保安管理組織

(統括管理者)

改

第4条 京都大学における高圧ガスの製造に係る危 第4条 (同 左) 害防止に関しては、総長が統括管理する。

(管理者及び担当者)

第5条 各製造施設における高圧ガスの製造に係る 危害防止の業務は、製造部局の長の管理の下に、 それぞれ別表第2に掲げる者が担当するものとす

(保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者) 第6条 別表第1の第1表に掲げる製造施設ごとに、 法第27条の2第3項及び第4項の規定による高 圧ガス製造保安技術管理者(以下「保安技術管理 者」という。)及び高圧ガス製造保安係員(以下「保 安係員」という。)を、別表第1の第2表に掲げる 製造施設ごとに法第27条の4第1項の規定によ る冷凍保安責任者を、それぞれ置く。ただし、法 令の規定により保安技術管理者及び保安係員又は 冷凍保安責任者を置かないことが認められる製造 施設については、この限りでない。

- 2 保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者 は、資格を有する職員のうちから、製造部局の長 の申出により総長が命ずる。
- 3 保安技術管理者は、上司の命を受け、当該製造 施設における高圧ガスの製造に係る保安に関する 技術的な事項を管理するものとする。
- 4 保安係員は、上司の命を受け、当該製造施設の 維持、製造の方法の監視その他経済産業省令で定 める職務を行うものとする。
- 5 冷凍保安責任者は、上司の命を受け、当該製造 施設における高圧ガスの製造に係る保安に関する 業務を管理するものとする。

(保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者 の代理者)

- うちから、あらかじめ、法第33条第1項の規定 による保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責 任者の代理者を命じ、保安技術管理者、保安係員 又は冷凍保安責任者が旅行、疾病その他の事故に より職務を行うことができない場合に、その職務 を代行させなければならない。
- 2 製造部局の長は、前項の代理者を命じたとき及 び免じたときは、遅滞なく、総長に報告しなけれ ばならない。

(取扱主任者及び取扱副主任者)

第6条の3 第6条第1項ただし書の規定により保 第6条の3 安技術管理者及び保安係員又は冷凍保安責任者を 置かない製造施設には、高圧ガス取扱主任者(以 下「取扱主任者」という。) 及び高圧ガス取扱副主 任者(以下「取扱副主任者」という。)を置く

第2章 保安管理組織 (統括管理者)

(管理者及び担当者)

第5条 各製造施設における高圧ガスの製造に係る 危害防止の業務は、製造部局の長の管理の下に、 それぞれ別表第2に掲げる危害防止の業務を担当 する者(以下「危害防止業務担当者」という。) が担当するものとする。

正

(保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者) 第6条 (同 左)

- 2 保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者 は、資格を有する者のうちから、製造部局の長の 申出により総長が選任する。
- 3 保安技術管理者は、製造部局の長又は危害防止 業務担当者(以下「製造部局の長等」という。)の 命を受け、当該製造施設における高圧ガスの製造 に係る保安に関する技術的な事項を管理するもの
- 4 保安係員は、製造部局の長等の命を受け、当該 製造施設の維持、製造の方法の監視その他経済産 業省令で定める職務を行うものとする。
- 冷凍保安責任者は、製造部局の長等の命を受け、 当該製造施設における高圧ガスの製造に係る保安 に関する業務を管理するものとする。

(保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者 の代理者)

- 第6条の2 製造部局の長は、資格を有する職員の|第6条の2 製造部局の長は、資格を有する者のう ちから、あらかじめ、法第33条第1項の規定に よる保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任 者の代理者を選任し、保安技術管理者、保安係員 又は冷凍保安責任者が旅行、疾病その他の事故に より職務を行うことができない場合に、その職務 を代行させなければならない。
 - 製造部局の長は、前項の代理者を選任したとき 及び解任したときは、遅滞なく、総長に報告しな ければならない。

(取扱主任者及び取扱副主任者)

(同 左)

- 取扱主任者及び取扱副主任者は、総長が別に定 める資格を有する職員のうちから、製造部局の長 の申出により、総長が命ずる。
- 3 取扱主任者は、上司の命を受け、当該製造施設 における高圧ガスの製造に係る保安に関する技術 的な事項を管理するものとする。
- 取扱副主任者は、取扱主任者の職務を補助し、 取扱主任者が旅行、疾病その他の事故により職務 を行うことができない場合に、その職務を代行す るものとする。

(中略)

(立入制限等)

- 第9条 何人も、みだりに製造施設に立ち入つては|第9条 (同 左) ならない。
- 2 何人も、製造施設又はその周辺においては、保 2 何人も、製造施設又はその周辺においては、 安技術管理者又は冷凍保安責任者(第6条の3の 製造施設にあつては、取扱主任者。以下同じ。) が高圧ガスによる危害防止を確保するために行う 指示に従わなければならない。

(立入禁止措置)

第10条 製造施設内の高圧ガスによる危害防止上 第10条 製造施設内の高圧ガスによる危害防止上 特に必要と認められる場所には、「作業者以外立入 禁止」の表示をなし、作業者のほかは、保安技術 管理者又は冷凍保安責任者の特別の許可を受けた 者以外の立入りを禁止するものとする。

(中略)

(保安検査、自主検査等)

- 第17条 製造部局の長は、法第35条第1項に規|第17条 定する保安検査を年1回受けるものとする。
- 2 製造部局の長は、法第35条の2に規定する当 該製造施設の保安のための自主検査を、毎年4月 1日に始まる年度ごとに、当該年度の始めに計画 し、保安係員又は冷凍保安責任者(第6条の3の 製造施設にあつては、取扱主任者。以下同じ。) の監督の下に実施させなければならない。
- 3 前2項に規定する保安検査又は自主検査の結果、 法令の定める技術上の基準に適合しない事項が判 明したときは、保安係員又は冷凍保安責任者は、 速やかに、第5条に規定する当該製造施設の危害 防止の業務を担当する者(以下「危害防止業務担 当者」という。) に具申するほか、これを改善する ___ ため必要な措置をとらなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定するもののほか、製造 4 部局の長は、製造施設について異常な事態が発生 した場合において必要と認めるときは、保安係員 又は冷凍保安責任者の監督の下に精密検査を実施 させ、その原因を究明し、再発防止のため必要な 措置を講じなければならない。
- 5 第2項及び前項の検査の結果は、別記様式によ 5 る検査記録に作成し、危害防止業務担当者が製造 施設廃止の日まで保存するものとする。

- 取扱主任者及び取扱副主任者は、総長が別に定 める資格を有する者のうちから、製造部局の長の 申出により、総長が選任する。
- 取扱主任者は、製造部局の長等の命を受け、当 該製造施設における高圧ガスの製造に係る保安に 関する技術的な事項を管理するものとする。
- (同 左)

(立入制限等)

- 造部局の長等、保安技術管理者又は冷凍保安責任 者(第6条の3の製造施設にあつては、取扱主任 者。以下同じ。)が高圧ガスによる危害防止を確 保するために行う指示に従わなければならない。 (立入禁止措置)
- 特に必要と認められる場所には、「作業者以外立 入禁止」の表示をなし、作業者のほかは、製造部 局の長等、保安技術管理者又は冷凍保安責任者の 特別の許可を受けた者以外の立入りを禁止するも のとする。

(保安検査、自主検査等)

(同 左)

前2項に規定する保安検査又は自主検査の結果、 法令の定める技術上の基準に適合しない事項が判 明したときは、保安係員又は冷凍保安責任者は、 速やかに、危害防止業務担当者に具申するほか、 これを改善するため必要な措置をとらなければな らない。

(同 左)

正 前 改 正 後 改 (中略) (協力会社の作業の管理) (協力会社の作業の管理) 第24条 製造部局の長又は製造施設の担当者は、 第24条 製造部局の長等は、当該製造施設におけ 当該製造施設における高圧ガスの製造又はその保 る高圧ガスの製造又はその保安に関する業務を業 安に関する業務を業者その他に行わせるときは、 者その他に行わせるときは、保安管理について必 保安管理について必要な指導・監督を行うものと 要な指導・監督を行うものとする。 する。 (後略) 附則 この規程は、平成22年9月28日から施行する。 別表第1 製造施設の名称、位置、主たる製造設備 別表第1 製造施設の名称、位置、主たる製造設備 及び製造する高圧ガスの種類 及び製造する高圧ガスの種類 第1表(法第5条第1項第1号の承認に係るもの) 第1表(法第5条第1項第1号の承認に係るもの) 主たる製製造する 主たる製製造する 高圧ガス 高圧ガス 名称及び位置 造設備 名称及び位置 造設備 の種類 の種類 医学部附属病院液化酸素製造 医学部附属病院液化酸素製造 施設(病院西部構内サービス (略) 施設(病院西部構内サービス (同 左) サプライ棟南側) サプライ棟南側) 化 学 超高分解能電子顕微鏡 六フッ化 六フッ化 研 究 棟高圧六フッ化硫黄ガ 硫黄ガス 硫黄 液化回収 所 ス回収装置室(宇治構 内化学研究所超高分解 装置 能電子顕微鏡棟内) (後略) 第2表(法第5条第1項第2号の承認に係るもの) 第2表(法第5条第1項第2号の承認に係るもの) 主たる製製造する 主たる製製造する 名称及び位置 造設備 高圧ガス 名称及び位置 造設備 高圧ガス の種類 の種類 フルオロ 医学 北病棟 (病棟系統) (病 冷凍用高 フルオロ 医学 北病棟 (病棟系統) (病 冷凍用高 カーボン 圧ガス製 カーボン 部 附 院構内北病棟屋上) 圧ガス製 部附 院構内北病棟屋上) 属 病 中央診療施設棟機械室 造装置 2 2 属 病 中央診療施設棟機械室 造装置 2 2 院 (病院構内中央診療施 (病院構内中央診療施 設棟内) 設棟内) 外来診療棟 (病院構内 外来診療棟(病院構内 外来診療棟屋上) 外来診療棟屋上) エネルギー理工学研究所附属 エネルギー理工学研究所附属 エネルギー複合機構研究セン エネルギー複合機構研究セン ター北4号棟純水送水ポンプ ター北4号棟純水送水ポンプ 室(宇治構内エネルギー理工 室(宇治構内エネルギー理工 学研究所附属エネルギー複合 学研究所附属エネルギー複合 機構研究センター北4号棟内) 機構研究センター北4号棟内) 霊長類研究所研究棟機械室(霊 長類研究所構内研究棟内)

改 』	三 前		改		後
別表第2 危害防止の業務を担当する者			別表第2 危害防止の業務を担当する者		
製造施設	危害防止の業務を担当す る者			製造施設	危害防止の業務を担当 す者
(前	略)				
医学部附属病院外来診療棟 化学研究所超高分解能電	同上 化学研究所先端ビームナ		医学部阶棟	村属病院外来診療	同上
子顕微鏡棟高圧六フッ化 硫黄ガス回収装置室	ノ科学センターの教授又 は准教授のうちから化学 研究所長の指名する者				
(中	略)				
エネルギー理工学研究所 附属エネルギー複合機構 研究センター北4号棟純 水送水ポンプ室	同上		附属エネ	ドー理工学研究所 ネルギー複合機構 ンター北4号棟純 ポンプ室	
霊長類研究所研究棟機械 室	霊長類研究所事務長				
(後	略)				
(後 略)					